

令和2年度事業計画

基本方針

シルバー人材センター基本理念「自主、自立、共働、共助」のもとに、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、会員の多様な就業ニーズや地域ニーズに対応する新規事業の開拓や就業の場の確保に努め、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的に次の事業を展開していきます。

事業計画

1. 就業の機会の確保し、組織的に提供する事業 定款第4条(1)

(1) 契約をした仕事は完全に遂行できるように、依頼主と事務局及び会員とが連絡を十分に取合いながら進めていく。

(2) 村内の企業等と連絡を密にし、会員の希望に出来るだけ添うような仕事の開拓に努め、適正な受注、公正公平な就業の機会の配分を図り、未就業会員の解消と就業率の向上に努める。

(3) 地域貢献的な生活支援サポート事業として、家庭でのちょっとした困りごとを30分程度500円で引き受けるワンコインサービスを行う。

2. 職業紹介事業 定款第4条(2)

通常の請負契約等では対応できない雇用によることが適切であると判断される仕事を、就業を希望する高齢者のため職業紹介を行う。

3. 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業 定款第4条(3)

(1) 会員の資質向上や技術・技能の向上を目的とした講習会等を開催する。

(2) 海部地区内のシルバーで開催される各種講習会に参加する。

4. 就業に関する調査研究及び相談を行う事業 定款第4条(4)

(1) 入会を希望する高齢者を対象に入会説明を行い、就業相談を随時実施する。

(2) 会員の希望、能力の把握のために「会員状況調査」を実施し、会員情報の整備、総合管理を行う。

(3) 各種研修会に積極的に参加し、高齢者の就業に関する調査や研究を実施する。

5. 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業 定款第4条(5)

(1) 安全意識の向上、作業中の事故防止に資するため、事故事例の周知や安全講習会の実施により、注意喚起、啓発をする。

(2) 安全・適正就業委員会を開催し、委員や推進員が就業先のパトロールを実施する。

(3) 県シルバー主催の安全・適正就業推進員研修会並びに安全・適正就業推進大会へ参加する。

6. センターの活動等について周知を図る事業 定款第4条(6)

(1) センターの目的、事業内容の普及啓発を機関紙「シルバーとびしま」、村広報誌「広報とびしま」等を通じて積極的に行い事業の拡大に努める。

(2) 会員の募集を幅広く呼びかけるとともに、会員による口コミ勧誘などで情報を提供し、入会促進を図る。

7. その他センターの目的を達成するために必要な事業 定款第4条(7)

(1) 県シルバー及び海部地区等のシルバー並びに村や関係機関との連絡を密にし事務体制の強化に努める。